

# 山梨県公報

第二千六百二十号

平成二十八年

七月十一日

月 曜 日

## 目次

告示

○家畜伝染病の発生……………六四七

○道路の区域変更(三件)……………六四七

○道路の供用開始……………六四八

公告

○県営住宅使用料等の収納事務の委託……………六四八

正誤

○平成二十八年四月十一日付第二千五百九十五号中……………六四九

## 告示

### 山梨県告示第二百四十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成二十八年七月十一日

山梨県知事 後藤 齋

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨ―ネ病	牛	患者	一	北杜市高根町	平成二十八年六月二十九日

### 山梨県告示第二百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

所峡北支所において、この告示の日から平成二十八年八月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十一日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長坂高根線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧	新		
北杜市高根町村山西割字神ノ木二六七〇番一地从先から北杜市高根町村山西割字当り町四二番一地从先まで	六・七〇 二六・〇	一二・七〇 二七・一	二四四・〇	二四四・〇

### 山梨県告示第二百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年八月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十一日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鷲宿上曾根線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧	新		
笛吹市芦川町鷲宿字里道官有無番地地先から笛吹市芦川町鷲宿字里道二二五五番二〇地先まで	一・〇〇 一・〇〇	一・〇〇 二・二三	一五五・八	一五七・六

### 山梨県告示第二百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十八年八月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 雨畑大島線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡早川町雨畑字ハゲタ山四三九番一 地先から 南巨摩郡早川町雨畑字ハゲタ山四四〇番地 先まで	一四・五 三七・八	八・一 一二・五	六一・八	六一・八

**山梨県告示第二千五百十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十八年八月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	雨畑大島線	南巨摩郡早川町雨畑字ハゲタ山四三九番一 地先から 南巨摩郡早川町雨畑字ハゲタ山四四〇番地先まで	六一・八	平成二十八年七月十一日

**公 告**

● 県営住宅使用料等の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、

次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十八年七月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

委託した相手方の住所及び名称	委託した事務の内容	委託した期間
東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービス株式会社	収納した県営住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料及び駐車場使用料（以下「県営住宅使用料等」という。）に関する収納情報の取りまとめ	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
山梨県甲府市丸の内一丁目二番八号 株式会社山梨中央銀行	収納した県営住宅使用料等を県の歳入とするための収納情報の処理	同
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブニーイレブン・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における県営住宅使用料等の収納事務	同
東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社	同	同
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 株式会社ファミリーマート	同	同
東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン	同	同
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目	同	同

五番地一 ミニストップ株式会  
社

広島県広島市安佐北区安佐町大  
字久地六百六十五番地の一 株  
式会社ポプラ

神奈川県横浜市中区日本大通十  
七番地 株式会社スリーエフ

群馬県前橋市亀里町九百番地  
株式会社セーブオン

東京都中央区日本橋一丁目一番  
一号 国分グローサーズチエー  
ン株式会社

北海道札幌市中央区南九条西五  
丁目四百二十一番地 株式会社  
セコマ

愛知県稲沢市天池五反田町一番  
地 株式会社サークルKサンク  
ス

東京都港区港南一丁目八番二十  
七号 株式会社しんきん情報サ  
ービス

同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同

正 誤

ページ

行

誤

正

○ 平成二十八年四月十一日(第二千五百九十五号) 山梨県公安委員会告示第四十一号  
(信号機の設置等交通規制の告示の一部改正)

三三二 下 終わりから一 五、四六七

五、四七六

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番